豊橋市教育委員会訓令第2号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月日

## 豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程(平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号)の一部を 次のように改正する。

(目的)

(教育委員会の決裁事項)

第4条 教育委員会の決裁事項は、次の

(目的)

(教育委員会の決裁事項)

第4条 教育委員会の決裁事項は、次の

とおりとする。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 部長、次長、課長、図書館長、 美術博物館副館長(事務長)及び科 学教育センター所長(以下「課長 等」という。)並びに豊橋高等学校 事務長、主幹、文化財センター所長 及び主幹学芸員の任免その他身分関 係を決定すること。

(6)~(16) (略)

(17) 高等学校<u>及び特別支援学校に係る</u> <u>る</u>学則変更認可申請の方針を決定すること。

 $(18) \sim (20)$  (略)

別表第2(第7条関係)

学校長の個別専決事項

(略)

(2) 県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額を認定すること。

(略)

とおりとする。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 教育長、部長、次長、課長、図書館長、美術博物館副館長(事務長)及び科学教育センター所長(以下「課長等」という。)並びに豊橋高等学校事務長、主幹及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。

(6)  $\sim$  (16) (略)

(17) 高等学校学則変更認可申請の方 針を決定すること。

 $(18) \sim (20)$  (略)

別表第2 (第7条関係)

学校長の個別専決事項

(略)

(2) 県費負担教職員の児童手当<u>及び子ど</u> <u>も手当</u>の受給資格及び額を認定するこ と。

(略)

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律 第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該 在職する間においては、改正後の第1条及び第4条第5号(「、主幹」の次に「、 文化財センター所長」を加える部分を除く。)の規定は適用せず、改正前の第1条 及び第4条第5号(「、主幹」の次に「、文化財センター所長」を加える部分を除 く。)の規定は、なおその効力を有する。